



お知らせ

水道料金徴収などを民間委託しています

谷和原庁舎上下水道課

☎58・2111

市の水道事業では、お客様へのきめ細やかなサービスの提供と、経営合理化を目指し、上下水道料金徴収業務等を民間業者に委託しています。現在の契約が令和2年3月31日で満了するため、引き続き令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間は次のとおり委託し、「水道料金お客様センター」にて業務を実施します。

【営業時間】

午前8時30分～午後5時15分
※土、日、祝日、年末年始は休業

【主な業務】

水道メーターの検針業務／上下水道料金などの請求から収納までの業務／引越しなどによる開始・中止の受付および料金精算業務／給水装置工事申請の受付・審査／給水装置工事検査／窓口および各種問合せ受付業務

【委託先】

シーデーシー情報システム(株)
(本社：千葉県千葉市中央区本千葉町4番3号)

水道料金お客様センター（谷和原庁舎2階） ☎52・6100
◎委託にあたっては、市と委託



募集

奨学生を募集しています

教育委員会学校総務課

☎58・2111

市では、経済的理由により修学が困難な方を対象に、奨学生を募集しています。

◆奨学生の種類◆

Aつくばみらい市奨学生（専修学校（専門課程）、短期大学、大学）

Bつくばみらい市高等学校奨学生（高等学校・高等専門学校）

▼募集人員 Ⅱ 若干名

▼貸与月額 Ⅱ **A**月額3万円／**B**月額2万円

▼貸与期間 Ⅱ 令和2年4月から在学する学校の正規の修業期間

▼募集期限 Ⅱ 5月8日(金)

◎このほか詳細な条件・手続きについては、学校総務課までお問い合わせください。

業者の双方が個人情報取扱いの重要性を十分認識し、個人情報保護の対策に万全を期してまいります。

◎委託業者の従業員・検針員が皆さんのご家庭を訪問するときには、委託業者指定の制服を着用し、委託業者の「身分証明書」及び市が交付した「業務従事者証」を必ず携帯しています。

市における給水契約の定型約款

令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され、給水契約に関する規定を受けます。「定型約款」とは、定型的なサービスを提供する特定の者（多くの場合事業者）が不特定多数の利用者との取引において契約の内容とするために準備した条項の総体のことであり、本市においては、水道供給契約の条件などを定めた「つくばみらい市水道事業給水条例」「つくばみらい市水道事業給水条例施行規程」がこの定型約款に当たります。水道の使用申し込みをする際は、上下水道課のホームページからご確認ください。



手続き・申請

農振除外の申請を受け付けます

谷和原庁舎産業経済課

☎58・2111

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地など以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。

場合には、修正後に受け付けを行いますので、事前に市産業経済課までご相談ください。

■受付期間

市では、令和2年度の農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付けします。転用事業計画のある方は、受付期間内(期限厳守)に申請願います。なお、申請書類に不備がある

▼6月協議分 Ⅱ 4月1日(水)から30日(木)まで

▼10月協議分 Ⅱ 8月3日(月)から31日(月)まで

▼2月協議分 Ⅱ 12月1日(火)から28日(月)まで

※土、日、祝日を除く開庁時間内



お知らせ

産科医療施設の開設を支援します

健康増進課（保健福祉センター内）

☎25・2100

市では、市民の皆さんが安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を推進するため、分娩施設を持つ有床の産科医療施設を市内に開設しようとする医師または医療法人に対して開設に関する費用の一部を補助します。

▼補助対象事業および補助対象経費 Ⅱ 用地等取得事業（建設用地・建物取得費）・施設建設事業（建築主体工事費、電気設備工事費および機械設備工事費など）・医療機器購入事業（産科関係備品など）

【支援内容】

▼補助金額 Ⅱ 産科医療施設開設に要する経費の2分の1（上限5000万円）

◎補助制度の詳細は、市ホームページから「令和2年度つくばみらい市産科医療施設開設補助金交付要綱」をご確認ください。